



(様式 1－3)

福島県（古殿町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業  
等個票

令和6年1月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	放射能検査事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体		古殿町	事業実施主体（直接/間接）	古殿町（直接）	
総交付対象事業費		(9,540(千円)) 10,029(千円)	全体事業費	(9,540(千円)) 10,029(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町における福島第1原子力発電所事故に伴う放射線被害は比較的軽微ではあるものの、住民の不安払拭には至ってはおらず、継続的に自家消費用農産物等の食品の簡易放射能検査を行い、食品の安心・安全を確保し、内部被ばく等の放射能に対する不安の払拭を図る。					
事業概要					
町役場に設置する放射能検査室において検体の受付・検査・結果の通知・検査結果の集計・広報を行う。					
当面の事業概要					
<令和6年度> 自家消費用農産物等簡易放射能検査事業 総額 489千円					
項目	金額(千円)	内容			
委託費	440	非破壊式放射能検査器 1台			
消耗品費	49	検査用消耗品費			
計	489				
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本事業にて、町内における放射能不安の軽減・払拭を図ることで地域の復興・再生を行うとともに、避難住民の早期帰還を促進させる。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

## 古殿町 帰還・移住等環境整備事業計画

## 令和6年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名： 内閣府

令和6年1月時点

(単位：千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)	備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c		
1	(3) - 23 - 1 -	放射能検査事業	古殿町一円	町	古殿町	直接	定額	(0) 489 <489>	(0) 489 <489>	(0) 489 <489>		
							合計額	(0) 489 <489>	(0) 489 <489>	(0) 489 <489>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>

県名	福島県	担当部局名	総務課企画推進係	担当者氏名	
市町村名	古殿町	電話番号	0247-53-4611	メールアドレス	
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
 (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)

(注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段＜ ＞書きについては、自動計算される。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。